

医療法人等の所得金額計算書(所得配分方式)
記載の手引

所得金額計算書の用途等

この所得金額計算書は、地方税法第72条の23第2項の規定の適用を受ける医療法人等（※注1）が、確定申告書又は修正申告書を提出する際に、医療事業に係る法人事業税の社会保険診療に係る所得を所得配分方式（※注2）で計算する場合に作成し、地方税法施行規則第6号様式別表5「所得金額に関する計算書」（以下「省令第6号様式別表5」という。）の明細書として、併せて提出してください。

ただし、次の場合は提出する必要はありません。

- 主たる事務所・事業所が北海道以外にある医療法人等
- 法人税の課税標準である所得の算定において、租税特別措置法第67条（社会保険診療報酬の所得計算の特例）の適用を受ける場合（※注3）

※注1 医療法人等とは

- (1) 医療法第39条に規定する医療法人
- (2) 医療施設に係る事業を行う農業協同組合連合会のうち一定の要件を満たすもの
- (3) 医療事業を行う公益法人等（特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人を含む。）
- (4) 医療法人設立を目的とする医療事業を行う法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの

※注2 所得配分方式とは、医療事業に係る所得を社会保険診療の収入金額とそれ以外の医療事業に係る収入金額で按分して、社会保険診療に係る所得を算定する方法です。

※注3 租税特別措置法の適用を受ける場合は、省令第6号様式別表5の「備考」欄にその旨を記載するとともに、法人税法施行規則別表10(7)の写しを提出してください。

添付する書類

- (1) 貸借対照表及び損益計算書の写し
- (2) 法人税法施行規則別表4「所得の金額の計算に関する明細書」の写し（※修正申告の場合も添付要）
- (3) 雑収入の内訳書の写し
- (4) その他収入区分に必要な書類（消費税申告書（税込経理の場合）等）

◀ 記載順による記載方法 ▶

医療事業に係る所得金額の算定

① 総所得	② 土地譲渡益等(建物は除外)	③ その他の事業所得(医療収入の10%超)	④ (①-②-③) 医療事業に係る所得
円	円	円	円

- ① 「総所得」は、省令第6号様式別表5の「再仮計」の金額を記載してください。当該金額が欠損の場合は、金額に△印を付してください。
- ② 「土地譲渡益等」は、総所得金額の計算上、益金又は損金として計上した土地（建物又は構築物の所有を目的とする地上権及び貸借権を含む。）の譲渡損益がある場合、当該金額を記載してください。
- ③ 「その他の事業所得」は、医療事業以外の事業に係る所得金額を記載してください。
なお、軽微なもの（医療収入の1/10以下）については、医療附随事業の収入に含めることとなります。
- ④ 「医療事業に係る所得」は、①-②-③の額を記載してください。

医療事業の収入金額の明細書(中略)

円		円		
社会 保 険 診 療 収 入	健康保険法	自由 診 療 収 入	労働者災害補償保険法等診療収入	
	国民健康保険法		自動車損害賠償補償法等診療収入	
	高齢者の医療の確保に関する法律		自費診療収入	
	船員保険法		小計(イ)	
	国家公務員共済組合法	医療 附 随 事 業 収 入	利子・配当等収入	
	防衛省の職員の給与等に関する法律		事務取扱手数料	
	地方公務員等共済組合法		その他の附随収入	
	：		小計(ウ)	
	査定損益金額		医療事業の収入金額	
	小計(上記⑥欄へ)(ア)		((ア)+(イ)+(ウ)) 合計(エ)	

ア 「社会保険診療収入」

地方税法第72条の23第3項各号の社会保険各法の規定に基づく医療等の給付について収入計上した次の金額を関係法別に記載し、また、小計金額(ア)も記載してください。

- (1) 保険者（社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会）からの収入金額
社会保険診療報酬の査定損益がある場合は、当該査定損益に係る通知のあった日の属する事業年度の収入金額に加算又は減算してください。

- (2) 被保険者が負担する一部負担金（家族療養費、入院時食事療養費、訪問看護療養費、初診料に相当する分を含みます。）
- (3) 社会保険各法に係る医療費を被保険者（医療助成対象者を含む。）に代わって北海道等が支払った金額
 なお、社会保険各法に基づく医療費でないものを、公費により助成・負担するもの（妊婦、乳児、特定健康診査の委託料等）は、「自由診療収入」の「その他の医療収入」となります。
 また、社会保険診療関係法別の収入金額がわかる書類を添付される場合は、内訳の記載を省略して小計(ア)のみ記載して差し支えありません。
 * 査定損益とは、社会保険診療報酬支払基金等の審査機関による審査増減額をいいます。
 * 児童福祉法、介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律については、4ページを参照してください。

イ 「自由診療収入」

上記「社会保険診療収入」以外の医療等の給付について支払を受けるべき次の金額をいい、各収入の金額及び小計金額(イ)を記載してください。

- (1) 労働者災害補償保険法等、業務上もしくは公務上の負傷・疾病に対する療養補償又は災害補償等としての医療等の給付について支払を受けるべき金額
- (2) 自動車損害賠償責任保険、その他損害保険等の保険金に相当する部分の金額を医療費等として収入した金額
- (3) 社会保険診療の対象とならない個人の傷病又はその予防に関する医療の給付について支払を受けるべき金額
- (4) その他医療等に係る各収入金額
 なお、自由診療収入の収入金額の内訳がわかる書類を添付される場合は、各収入の金額の記載を省略して小計(イ)のみ記載して差し支えありません。

ウ 「医療附随事業収入」

医療事業に附随して生じる次の収入をいい、各収入の金額及び小計金額(ウ)を記載してください。

なお、記載されていない収入科目については、空欄を利用して記載してください。

- (1) 「利子・配当等収入」は、所得税法第174条第1号及び第2号に規定する利子、配当等に係る収入をいいます。
 この場合、法人税法第23条の規定により益金に算入されない部分の金額は含まれません。
- (2) 「電気・ガス等使用料収入」は、患者や付添人等の便宜に資するための設備器具等の使用料収入をいいます。
- (3) 「不用品売却収入」は、医療廃棄物、古紙等の不用品の売却収入をいいます。
- (4) 「事務取扱手数料」は、公費負担に係る請求事務に対して、地方公共団体から支払われる手数料をいいます。
- (5) 「その他の附随収入」は、医療事業に附随して生じる収入で、上記以外の収入をいいます。
- (6) 「償却資産売却益」は、当該償却資産の売却金額のうち取得価額を超える部分の金額をいいます。

エ 「医療事業の収入金額」 (エ)

(ア) + (イ) + (ウ) の額を記載してください。

医療事業の収入金額に含めない収入金額の明細書

A	②に係る額	円	F	特定の補助金、助成金等(国庫補助金等による圧縮記帳相当額、限度額超は附随へ)	円
B	③に係る収入額		G	生命保険金・損害保険金(支払賠償相当額と相殺された額、満期・解約返戻金は附随へ)	
C	国又は地方公共団体からの補助金等(医療事業の経費補填・取用による補償金)		H	各種引当金・準備金戻入額	
D	福利厚生に係る従業員の社宅・寮・駐車場等の使用料及び食事代収入(役員分は附随へ)		I	還付金等(還付加算金は附随へ)	
E	仕入割戻額		合計(オ)		

「医療事業の収入金額に含めない収入金額の明細書」のA～Iの収入は、社会保険診療に係る所得の算定上、按分計算に含めない収入として取り扱うことから次の金額を記載してください。

- A 「②に係る額」は、②の額を転記してください。
- B 「③に係る収入額」は、③「その他の事業所得」の収入金額として損益計算書上に計上されている金額を記載してください。
- C 「国又は地方公共団体からの補助金等」は、医療事業に係る経費の補填の性格を有している国又は地方公共団体からの補助金収入、医療事業に係る事業用資産について取用等により交付を受けた補償金収入を記載してください。
 ただし、F欄に該当する特定の補助金等についてはF欄に記載してください。
- D 「福利厚生に係る従業員の社宅・寮・駐車場等の使用料及び食事代収入」は、従業員から経費の一部又は全部に相当する分として徴収している社宅、寮、駐車場等の使用料及び食事代金等の収入金額を記載してください。
 ただし、役員(役員報酬を受けるべき者)から徴収する場合の収入金額は「医療附随事業収入」に、従業員から徴収する収入金額が経費相当分(実費)を超えている場合の超えた部分の収入金額は「その他の事業等収入」に含めてください。
- E 「仕入割戻額」は、購入棚卸資産(医薬品等)に係る仕入れの割り戻し(リベート)の額として収入に計上した金額を記載してください。
- F 「特定の補助金、助成金等」は、国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入等、法人税法の規定により圧縮した金額に相当する収入金額を記載してください。
- G 「生命保険金・損害保険金」は、生命保険又は損害保険の保険金のうち事故当事者や遺族へ支払った金額を記載してください(満期及び解約に係る収入金額は医療附随事業収入になります。)
- H 「各種引当金・準備金戻入額」は、益金として計上した各種引当金及び準備金の戻入額を記載してください。
- I 「還付金等」は、国税又は地方税に係る還付金等又は充当金の額を記載してください。ただし、還付加算金は返還額に該当しないため含まれません。
 また、債務免除益も()を付して、この欄に記載してください。

社会保険診療等に係る所得金額の算定

区分	総額	社会保険診療	自由診療・医療随事業	備考
医療事業の収入金額	⑤((エ)の額) 円	⑥((ア)の額) 円	⑦(⑤-⑥) 円	※「医療事業の収入金額」には、「医療事業の収入金額」に含めない収入金額を控除した金額を記載してください。 ※⑧の数値は小数点以下第5位を切り上げ、第4位までを記載してください。 ※⑩の額の円未満の端数は、⑩が正の数の場合は切り捨て、負の数の場合は切り上げてください。
按分率	1.0000	⑧(⑥÷⑤)		
医療事業の所得金額	⑨(④の額) 円	⑩(⑨×⑧)	⑪(⑨-⑩) 円	

- ⑤は、「医療事業の収入金額の明細書」の「医療事業の収入金額」合計(エ)の額を転記してください。
 ⑥は、「医療事業の収入金額の明細書」の「社会保険診療収入」小計(ア)の額を転記してください。
 ⑦は、⑤-⑥の額を記載してください。
 ⑧は、⑥を⑤で除した数値で、小数点以下第5位を切り上げ、第4位までを記載してください。
 ただし、第5位が0の場合は切り上げできません。(例1: 0.987213 → 0.9873、例2: 0.956409 → 0.9564)
 ⑨は、④の額を転記してください。
 ⑩は、⑨の額に⑧の按分率を乗じた額で、1円未満の端数は正の数の場合は切り捨て、負の数の場合は切り上げてください。
 ⑪は、⑨-⑩の額を記載してください。

課税所得金額の算定

当期分の所得金額	繰越欠損金額等又は災害損失金額の当期控除額	課税標準となる所得金額
⑫(①-⑩) 円	⑬	⑭(⑫-⑬) 円

- ⑫ 「当期分の所得金額」は、①-⑩の額を記載してください。
 ⑬ 「繰越欠損金額等又は災害損失金額の当期控除額」は、自由診療収入や医療随事業収入など社会保険診療以外の収入に係る繰越欠損金又は災害損失金を記載してください。
 ⑭ 「課税標準となる所得金額」は、⑫-⑬の額を記載してください。

◀ 収入区分の具体例 ▶

収入科目	医療随事業収入になるもの	医療事業の収入に含めないもの	備考
従業員給食収入	○ (役員分)	○ (従業員分)	D欄に記入
保育料収入	○	○ (従業員使用分)	D欄に記入
社宅・寮・駐車場収入	○ (役員使用分)	○ (従業員使用分)	D欄に記入
企業年金払戻金		○	H欄に記入
仕入割戻額		○ (医薬品等)	E欄に記入
現金過不足		○	
ハフ'ラシ・おむつ等販売収入	○		
販売手数料	○		
雇用助成金		○	C欄に記入
予防接種補助金・委託料	○		
救急医療協力金	○		
救急診療委託料	○		
休日準夜診療委託料	○		
保険解約・満期戻金	○		
保険等の配当金	○		
有価証券売却益	○		
償却資産売却益	○ (取得価額を超える部分)	○	
施設等利用料	○		
租税の還付・充当・過誤納金		○	I欄に記入
還付加算金	○		
前期損益修正益	○ (別表4で減算しない場合)	※法人税別表4で減算する場合は、当期の区分計算書に記載しない	

◀ 児童福祉法・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づく計上区分 ▶

区 分	計 上 区 分	
	社会保険診療収入	自由診療収入
児童福祉法	療育の給付 肢体不自由児通所医療 障害児入所医療 指定小児慢性特定疾病医療支援	児童発達支援 放課後等デイサービス等 左記以外
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	指定自立支援医療 指定療養介護医療	自立訓練・就労支援 ホームヘルプ等 左記以外

◀ 介護保険法の規定に基づくサービスの種類による計上区分 ▶

介護保険収入のうち「社会保険診療収入」に該当するものは地方税法第72条の23第3項により規定されており、サービスの種類に応じて取扱いが異なります。

区 分	サービスの種類	計上区分	
		社会保険診療収入	自由診療収入
指定居宅サービス 指定介護予防サービス	訪問介護 介護予防訪問介護 (ホームヘルプ)		○
	訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護		○
	訪問看護 介護予防訪問看護	○	
	訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション	○	
	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	○	
	通所介護 介護予防通所介護 (デイサービス)		○
	通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション (デイケア)	○(※)	○(※)
	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与		○
	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護		○
	短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護 (介護老人保健施設・介護療養型医療施設等・介護医療院)	○(※)	○(※)
	特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護		○
指定居宅介護支援 指定介護予防支援		○	
指定施設サービス	介護福祉施設サービス (特別養護老人ホーム)		○
	介護保健施設サービス (老人保健施設)	○(※)	○(※)
	介護医療院サービス	○(※)	○(※)
	指定介護療養施設サービス (療養病床等)	○(※)	○(※)
指定地域密着型介護サービス 指定地域密着型介護予防サービス	地域密着型通所介護 認知症対応型共同生活介護 (グループホーム) 等		○
その他	主治医意見書作成料		○
	認定調査費委託料		○

※ 居住費、食費、滞在費及び利用者の負担軽減のために介護保険から支給される「特定入所者介護(予防)サービス費」は自由診療収入です。